

●職員手当の状況(1)

(26年4月1日現在)

区分	内 容	25年度	
		年間支給総額	1人当たり支給年額
地域手当	給料、扶養手当および管理職手当の総額の10%	350,351千円	448,019円
特殊勤務手当	特殊、不快、著しく危険等の業務に従事する職員に対して支給(税務事務手当、社会福祉業務手当など11種類)	1,383千円	35,462円
扶養手当	①配偶者13,000円 ②配偶者以外6,500円(配偶者がいない場合の1人目11,000円) ※満16歳の年度始めから22歳の年度末までの子に5,000円加算	89,396千円	239,027円
住居手当	①借家等居住者…家賃に応じて支給(最高27,000円) ②持ち家居住者…5,000円	50,432千円	111,823円
通勤手当	①電車等利用者…運賃相当額(最高55,000円) ②車等利用者…通勤距離に応じた額(2,000円～22,900円)	50,202千円	78,318円
管理職手当 ※9	8級…72,000円、7級…61,000円、6級…52,000円、5級…41,000円・39,000円	106,592千円	428,080円
時間外勤務手当	正規の勤務時間以外に勤務したときに支給(管理職を除く)	212,410千円	585,152円

※9 26年度から管理職手当を定額化としました。25年度までは職に応じた定率額でした

●職員手当の状況(2)

期末手当 勤勉手当	25年度支給割合 1人当たり平均支給額 1,745千円		・25年度の支給割合は国と同じです。 ・()内は、再任用職員に係る支給割合です	
	期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)		
退職手当	(26年4月1日現在)		・市の支給率は 県市町村総合事務組合の支給 条例に基づくものです	
	勤続20年	自己都合 21.62月分 勤続25年 30.82月分 勤続35年 43.70月分 最高限度額 52.44月分		勤続20年 27.025月分 勤続25年 36.57月分 勤続35年 52.44月分 勤続35年 52.44月分
	勤続20年 21.62月分 勤続25年 30.82月分 勤続35年 43.70月分 最高限度額 52.44月分			勤続20年 27.025月分 勤続25年 36.57月分 勤続35年 52.44月分 勤続35年 52.44月分
	勤続20年 21.62月分 勤続25年 30.82月分 勤続35年 43.70月分 最高限度額 52.44月分			勤続20年 27.025月分 勤続25年 36.57月分 勤続35年 52.44月分 勤続35年 52.44月分

※狭山市では、平成25年4月5日から退職手当の支給月数を引き下げました

●特別職等の報酬など(2)

(26年4月1日現在)

区分	手当の支給内容など	
期末手当 (25年度)	市長、副市長、教育長	年間3.95月分
	議長、副議長、常任委員長、 議会運営委員長、議員	年間3.95月分
退職手当	算定方式	
	市長…給料月額(円)×在職月数×0.4025 副市長…給料月額(円)×在職月数×0.2415 教育長…給料月額(円)×在職月数×0.23 …………… 1期の手当額 ※4月1日現在の給料月 市長…18,740,400円 額と支給率に基づき、 副市長…9,447,480円 1期(4年=48月)勤め 教育長…8,280,000円 た場合の見込額	

●職員の給料級別平均年収額(全会計)

区分	級	平均年収額
25年度	1級	3,589,316円
	2級	4,336,675円
	3級	5,802,570円
	4級	7,194,738円
	5級	7,893,292円
	6級	8,646,000円
	7級	9,393,507円
	8級	9,875,345円

※育児休業者と年度途中の退職者を除く

●再任用職員の職種別平均年収額(全会計)

区分	職種	平均年収額
25年度	事務職	2,388,522円
	技能労務職	2,235,161円

※年度途中の退職者を除く

●特別職等の報酬など(1) (26年4月1日現在)

区分	給料月額など	
給 料	市 長	970,000円
	副市長	815,000円
	教育長	750,000円
	議 長	510,000円
報 酬	副議長	460,000円
	常任委員長	450,000円
	議会運営委員長	450,000円
	議 員	440,000円

市職員の給与などを公表

職員の給与など人事行政にかかる費用は、市民の皆さんからの大切な税金などによって賄われています。

今月は、市の人事行政運営の公平性と透明性を高め、ご理解いただけるよう「地方公務員法」と「狭山市人事行政運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、平成25年度の職員の給与や職員数などの状況を公表します。

平成25年10月から26年3月まで、給与を減額していたよ



1. 職員の給与 職員の給与や報酬、平均給与など

●人件費(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (26年3月31日現在)	歳出額(A)	実質収支 ※1	人件費(B)	人件費率 ※2 (B/A)	24年度の 人件費率
25年度	154,645人	43,601,474千円	2,242,952千円	7,715,091千円	17.7%	20.5%

※1 歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額 ※2 歳出額に占める人件費の割合

●職員給与費(普通会計決算)

区分	職員数 ※3 (A)	給 与 費				1人当たりの給与費 (B/A)
		給 料	職員手当 ※4	期末勤勉手当	計(B)	
25年度	796人	3,180,513千円	870,123千円	1,296,324千円	5,346,960千円	6,717千円

※3 26年3月31日時点 ※4 退職手当は含みません

●ラスパイレス指数 ※5

区分	一般行政職	技能労務職
25年度	109.0 (100.7)	129.7 (123.0)
24年度	108.8 (100.5)	131.2 (124.4)

※5 国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数。()内は、国家公務員の給与減額前と比較した数値です

●職員の経験年数・学歴別平均給料月額 (26年4月1日現在)

区分	学 歴	経 験 年 数 ※6		
		10年	15年	20年
一 般 行政職	大学卒	264,378円	298,434円	352,417円
	高校卒	—	—	322,200円

※6 卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合の採用後の年数

●職員の初任給

(26年4月1日現在)

区分	狭山市	国
一 般 行政職	大学卒	178,800円
	高校卒	149,800円
		172,200円
		140,100円

●職員の平均年齢・平均給料月額

(26年4月1日現在)

一般行政職		技能労務職	
平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額
45.7歳	354,400円	52.7歳	361,200円

●一般行政職の級別職員数 ※7

(26年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な 職務 ※8	主事補 技師補	主事 技師	主任	主査	主幹	課長	次長 参事	部長	—
職員数	31人	55人	71人	168人	128人	53人	10人	10人	526人
構成比	5.9%	10.5%	13.5%	31.9%	24.3%	10.1%	1.9%	1.9%	100.0%

※7 狭山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

※8 それぞれの級に該当する代表的な職名。税務職、福祉職、教育公務員、技能労務職、企業職を除く